

# 暴風警報・特別警報発令時における生徒の登下校について

1 登校以前に名古屋地方気象台から**岡崎市**に暴風警報・特別警報が発表された場合、

(1)暴風警報が発令された場合

(ア)始業時刻2時間前(午前6時40分)までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。

(イ)始業時刻2時間前から午前11時まで警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。

※解除とは、岡崎市に出されていた暴風警報が解除されたことを指し、岡崎市が解除されれば2時間後に授業を始める。

(ウ)午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

(エ)上記(ア)(イ)の場合でも、居住地に暴風警報が発令中である時や、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険な時、交通機関の途絶等により登校が困難な時は、登校しなくてもよい。なお、その場合は「欠席」として扱わない)

(2)特別警報が発令された場合

いつ解除されても、その日の授業は行わない。登校してはいけない。

2 登校後に暴風警報・特別警報が発令された場合

(1)岡崎市が発令された場合

即刻授業を中止し、安全を確認して生徒を速やかに下校させる。

(2)岡崎市では発令されていないが、他の市町で発令された場合  
その居住地の生徒を帰宅させる。

※(1)(2)いずれの場合も通学路の通行が危険と認められる時や、交通機関の途絶等により帰宅が困難と認められる時は、帰宅が安全と判断されるか家庭の迎えがあるまでは学校で待機とする。